

陸貨災防発第 95 号  
令和 4 年 5 月 18 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
各 都 道 府 県 支 部 長 様

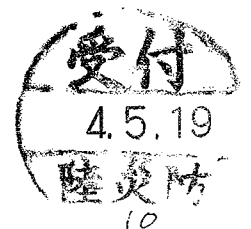
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
会 長  
(公印省略)

令和4年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の実施について

令和 4 年度における陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動については、来る 7 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 か月間を実施期間と定め、別添「令和 4 年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動実施要綱」に基づき実施することとしました。各支部におかれましては、本強調運動実施期間中における積極的な取組をお願いいたします。

本強調運動の実効を上げるため、各都道府県労働局、都道府県トラック協会等関係行政機関・団体との連携、協力に十分ご配慮いただくとともに、協会本部との連携を密にし、効果的な取組が行われますよう、併せてご配意のほどお願いいたします。

なお、各都道府県労働局長に本強調運動の実施に当たってのご指導、ご支援について別紙のとおり依頼しておりますので申し添えます。



陸災技発第3号  
令和4年5月18日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
各都道府県支部事務局長様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
技術管理部長

令和4年度陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動の  
実施及び実施状況報告について

標記については、令和4年5月18日付け陸貨災防発第95号をもって貴支部長あて通知されたところにより実施いただきますようお願いいたします。

なお、本強調運動のスローガンを記載した安全ポスター（No.81）及びのぼりを各5枚、別途貴支部へ送付しますので、ご活用ください。

また、今後の取組の一層の充実に資するため、下記事項にご留意の上、各支部における実施状況を報告いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 報告の対象とする取組

本強調運動実施要綱の8「主唱者の実施事項」に掲げる取組のほか、支部独自又は他団体との共催等により、本強調運動に係る行事として実施したものを対象とすること。

### 2 報告に当たっての留意事項

- (1) 上記1の取組について、業務報告第5号様式により（各月の業務報告と合わせて）取りまとめて記入すること。
- (2) 「概要」欄には、本強調運動に係る取組、例えば、各種の催しや安全研修会等の各種会合、個別指導、集団指導等の実施事項ごとに、行事の名称、実施年月日、実施場所、主催又は共催団体、主な出席者、参加者（事業場）数等を簡潔に記載し、実施要綱、実施結果（写真も含めて）等の資料を添付すること。

また、広報誌による周知、ポスター・のぼりの掲示等については、その種類・内容、配布枚数、周知方法等を記載すること。

### 3 報告期日

実施状況について、翌月の10日までに報告すること。

